

鹿屋市地域おこし協力隊活動支援助成金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市地域おこし協力隊活動支援助成金交付要綱（平成31年鹿屋市告示第48号）
の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「や」を「及び」に改め、同項第4号中「、資格取得等に要する経費」を「及び資格取得等に要する経費並びに定住に向けて必要となる資格取得に要する旅費」に改め、同条第2項中「関わらず」を「かかわらず」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。